

非指名理由の説明要求に対する回答

業務名:R7利根上坂東市小山築堤外用地調査等業務

【質問】

12/24に通知頂きました、本業務について、非指名通知書に記載の〈公示日現在において予定主任担当者及び予定照査技術者の有効性が確認出来ないため。〉とございますが、具体的にお伺い出来ればと思います。弊社としては、入札説明書(共通事項)の 4.指名されるために必要な事項/(2)参加表明書に関する要件/2)配置予定技術者に対する要件/ウ)直接的雇用関係を証明する資料として添付致しました、【健康保険・厚生年金保険被保険社標準報酬決定通知書】では予定主任担当者及び予定照査技術者の直接雇用を証明する資料としては不十分。と判断されたことが原因と考えておりますが、その他別な事項が非指名の原因でしょうか。その際有効性を確認できる資料はどのような物が必要でしょうか。お忙しい中申し訳ございませんが、ご教授頂ければ幸いです。

【回答】

ご質問につきまして、非指名通知書において「公示日現在において予定主任担当者及び予定照査技術者の技術者資格の有効性が確認出来ないため。」と通知しました。

参加表明書の添付資料につきましては、入札説明書(共通事項)5. (2)7)において、「技術者資格を証する書類は、いずれも公示日現在で有効なもの」と記載されています。

予定主任担当者の技術者資格については、添付いただいた補償業務管理者の変更届は、資料から判断する限り、時点が古く、補償コンサルタント登録規程にある5年間の有効期間を鑑み、その後の更新や変更についての手続き等が明らかでなく、技術者資格の有効性が確認出来ませんでした。

また、予定照査技術者の技術者資格については、補償業務管理士登録証の写しを添付いただいておりますが、記載された有効期限が公示日以前のものとなっていることから、公示日現在においての技術者資格の有効性を確認出来ませんでした。

以上により、貴社を非指名としたものです。